



欧州人権裁判所

裁判所(部)

ラミー対ベルギー事件

(申立番号 10444/83)

判決

ストラスブール

1989年3月30日

ラミー事件において^{1*}、
 欧州人権裁判所は、人権及び基本的自由の保護に関する条約(以下「本条約」という。)第43条(第43条)及び裁判所規則の関連規定に基づき、以下の裁判官で構成される裁判部として審理を行った:

R. リュスダル氏 (R. RYSSDAL) (裁判長)
 J.クレモナ氏 (J. CREMONA)
 トール・ヴィルヒャルムソン氏 (Thór VILHJÁLMSSON)
 L.-E. ペティティ氏 (L.-E. PETTITI)
 C. ルツソ氏 (C. RUSSO)
 J. デ・メイヤー氏 (J. DE MEYER)
 J.A. カリジョ・サルセド氏 (J.A. CARRILLO SALCEDO)

さらに、書記官 M.-A. アイセン氏 (M.-A. EISSEN)、副書記官 H. ペッツォルト氏 (H. PETZOLD)も出席した。

1988年11月25日及び1989年2月24日に非公開で審議した結果、後掲の日付に採択された以下の判決を言い渡す:

手続き

1. 本件は、欧州人権委員会(以下「本委員会」という。)により、1987年12月18日、本条約第32条第1項及び第47条(第32条第1項、第47条)に定められた3か月の期間内に、当裁判所へ付託されたものである。本件は、1983年6月20日にベルギー国民ホセ・ラミー氏 (José Lamy)により、ベルギー王国を相手として本委員会に提出された申立書(第10444/83号)に端を発する(第25条(第25条))。

本委員会による請求は、第44条及び第48条(第44条、第48条)並びにベルギーが当裁判所の強制管轄権を承認した旨の宣言(第46条)(第46条)に基づくものである。本請求の目的は、本件の事実関係が、被告国による第5条第2項から第4項及び第6条第3項(b)(第5条2項、第5条3項、第5条4項、第6条3項(b))に基づく義務違反を示すか否かについて、当裁判所の判断を求めることにあった。

2. 裁判所規則第33条3項(d)に基づく照会に対し、申立人は、当裁判所係属中の手続きに参加することを希望すると述べ、また自らを代理する弁護士を指定した(規則第30条)。

^{1*} 書記官注記:本件の事件番号は16/1987/139/193である。最初の数字は当該年度(第二の数字)に裁判所へ付託された事件リストにおける本事件の位置を示す。最後の二桁は、裁判所創設以降に付託された事件リスト及び本委員会への対応する原訴申請リストにおける本事件の位置を示す。

3. 構成される裁判部には、職務上、ベルギー国籍を有する選出裁判官であるJ・デ・メイヤー氏(本条約第43条)(第43条)及び裁判長であるR・リュスダル氏(規則21条3項(b))が含まれた。1988年1月29日、書記官立会いのもと、裁判長は残りの5名の裁判官、すなわちJ.クレモナ氏、トール・ヴィルヒャルムソン氏、L.-E.ペティティ氏、C.ルツソ氏、J.A.カリジョ・サルセド氏を抽選により選出した(本条約第43条末尾及び規則21第4項)(第43条)。

4. リュスダル裁判官が部の裁判長の職務を引き受け(規則第21条5項)、書記官を通じて政府代理人、本委員会代表者及び申立人側弁護士に対し、書面手続の必要性について照会した(規則第37条第1項)。これに基づく命令に従い、書記官は以下を受領した:

(a) 申立人の陳述書:1988年4月5日

(b) 政府の答弁書:1988年4月25日

(c) 政府及び申立人による補充陳述書:それぞれ7月22日付、8月1日付。5月27日及び8月25日に書記官が受領したレターにおいて、本委員会書記官は、代表が口頭弁論において意見を提出する旨を示した。

5. 裁判長は、書記官を通じて出廷予定者と協議した上で、1988年9月8日、口頭弁論を同年11月23日に開始するよう指示した(規則第38条)。

6. 審理は指定された日において、ストラスブールのヒューマンライツビルディングにおいて公開で行われた。当裁判所は直前に準備会議を開催した。

当裁判所には以下の者が出頭した:

- 政府側

J・ラトハウワーズ氏(J. LATHOUWERS)(法務省) 代表者代理人

E. ジャキアン氏(E. JAKHIAN)(ブリュッセル弁護士会長) 代理人

- 欧州委員会側

A. ヴァイツェル氏(A. WEITZEL) 代理人

- 申立人側

R. ノイロート氏(R. NEUROTH) 弁護士 代理人

当裁判所は、政府側代理人ジャキアン氏、委員会側代理人ヴァイツェル氏、申立人側代理人ノイロート氏による陳述を聴取した。

7. 1985年12月22日、裁判長の指示に基づき、書記官から申立人に対し「ベルギー裁判所及び条約機関において発生した費用の詳細を証拠書類とともに提出するよう」求められていたにもかかわらず、本判決が採択されるまでに申立人はこれに応じなかった。

事実関係について

I. 本件の事実関係

8. ホセ・ラミー氏は1932年生まれのベルギー国民であり、ヴェルヴィエに居住し、会社取締役を務めている。

1982年11月29日、彼が経営者であり工業用建物を建設していた有限責任会社(「SPRL Lamy」)は、ヴェルヴィエ商業裁判所登記所に破産届を提出し、同日、裁判所は同社の破産を宣告した。

A. 申立人の勾留

1. 逮捕状

9. 1983年2月18日、ヴェルヴィエ地方裁判所(第一審裁判所)の捜査判事はラミー氏を取り調べ、逮捕状を発付した。

逮捕状には複数の理由が記載されていた: 犯罪の重大性と公共の秩序・安全への悪影響、破産した会社の負債規模(5億ベルギーフラン超)、捜査の必要性、被告発人が債権者の担保権を意図的かつ明白に剥奪しようとしたこと、彼の支出、国外逃亡のおそれ。

逮捕状の裏面には、申立人に対する以下の罪状が記載されていた:

「1. 彼は、アンジヴァル=ヴェルヴィエに所在するSPRL Lamyの過半数出資者であり、同社は1982年11月29日にヴェルヴィエ商事裁判所により破産宣告を受け、かつ被自身も同裁判所により1982年12月30日に個人として破産宣告を受けた者であって、彼は、ヴェルヴィエ、ペパンステルその他当該司法区又は王国内の他の場所において、時効期間内に、次の行為を行ったこと:

(a) ... 以下の行為を含む詐欺的破産:

1. 1000万フラン以上の資産を横領又は隠匿したこと、及び

2. 帳簿その他の会計書類を隠匿し、又はその内容を詐欺的に除去、削除若しくは改ざんしたこと

(b) ... 以下の行為を含む通常の破産:

1. 過度な個人及び家計支出を負担したこと

2. 商法第440条に定める期限内に支払停止の届出を行わなかったこと

と



3. 遅延届出において、商法第441条で要求される説明及び正確な情報を提供しなかったこと

4. 支払停止後に、債権者全体の不利益となる形で特定の債権者への支払いを優先又は優遇したこと。

II. 彼は1980年1月1日から本日までの間、ヴェルヴィエ又は王国内の他の場所で、主犯、共同主犯又は共犯として、複数回にわたり詐欺的又は悪意をもって以下の行為を行ったこと:

(a) 偽造署名を用い、又は書類若しくは署名を偽造・改変し、あるいは文書に条項、規定、義務又は免責条項を捏造又は挿入し、又は文書が記載・証明する目的を持つ条項、記載事項、事実を追加又は改変することにより、公証文書、公文書、私文書、銀行文書又は商業文書を偽造したこと。具体的には以下の行為を行った:

(i) 1982年11月29日、虚偽の貸借対照表を提出した。

(ii) アルジェリア及びリビア等との取引について別途虚偽の帳簿を保管した。

(b) これらの文書が虚偽であることを知りながら使用した。

(c) 返還又は特定目的での使用を条件として交付された手形、金銭、商品、約束手形、領収書又は書類を、詐欺的に横領し、又は他人の不利益となる形で処分した。特に:

(i) 付加価値税として支払うべき789,000フラン

(ii) SPRL Lamy(土木建設機器販売)に対する1000万フラン超の損害

(d) 他人の財産を取得する目的で、架空名義又は虚偽の地位を用いたり、虚偽の表示を行い、架空の事業、権限又は信用の存在を信じさせ、成功への期待又は恐れを生じさせ、その他欺罔して、金銭、動産、義務、領収書又は免責証書を取得したこと。特に以下の行為を行った:

(i) SPRL Lamyに損害を与える形で、VAT当局から1,801,429フランを取得したこと。

III. 1974年1月14日から本日までの間、ヴェルヴィエ又は王国内の他の場所で、商人として、彼が、商業登記簿に登録されていない職業活動を行ったこと。」

逮捕状の写しを受領後、ラミー氏はヴェルヴィエ拘置所に勾留された。

2. ヴェルヴィエ第一審裁判所予審部 (*chambre du conseil*) における手続

10. 1983年2月22日、申立人は弁護士の支援を受けつつ、ヴェルヴィエ第一審裁判所予審部に臨んだ。申立人の代理人は答弁書を提出し、特に1874年4月10日法(下記23項参照)第2条に定める「重大かつ例外的な事情」が存在しないことを主張する準備書面を提出した。また、申立人の代理人は、個人破産手続に関する記録を含む関連書類(下記17項参照)を提出した。

11. 調査裁判官、検察官補及び弁護側の意見を聴取した後、裁判官予審部は逮捕状を支持した。同部は逮捕状に記載された理由を認め、公共の安全の利益上、申立人を引き続き勾留する必要があると判断した。

3. リエージュ控訴裁判所起訴審部 (*Indictments Chamber*) における手続

12. 1983年2月23日、ラミー氏はリエージュ控訴裁判所起訴審部において、予審部の決定を不服として異議を申し立てた。同氏は、命令に理由が示されていないこと、予審部が指摘した事実関係は自身の拘留を正当化するに足らないこと、2月18日付逮捕状には署名がなく、日付も誤って記載されていること(1983年3月18日)から、違法であると主張した。

検察側は1983年2月28日に答弁書を提出した。

13. 1983年3月10日、起訴審部は申立人の主張に対する回答が欠如していることを理由に当該決定を取り消した。しかし同時に、逮捕状は効力を維持すべきであると決定した。

有罪の十分な証拠及び公共の安全に関する重大かつ例外的な事情の有無について、起訴審部は以下の理由に基づき判断を下した：

「指摘すべき点として、被告発人自身が申立書の形で示した会社経営状況に関する被告発人自身の説明においても、被告発人は1982年11月29日付貸借対照表が不正確であったことを認めている。ただし、詐欺的意図を否定し、会社への債務額を検証した結果、負債総額が2億2000万フランに達したとし、これに対し主に第三者に対する仮定上の訴訟の予想収益を相殺として計上した。同被告発人はこの訴訟価値を『合理的に』3億フランと見積もると述べた。

ヴェルヴィエ警察報告書317号及び1983年2月18日付捜査判事によって行われた尋問の調書に記載されている不正取引に関する被告発人の自白は、警察報告書292号における共犯者とされるユングブルート(Jungbluth)の自白によって裏付けられており、これらは考慮されねばならない。ただし被告発人は現在、その不正取引の範囲を否認している。

前述の事実は、極めて巨額の金額が関与していること、捜査の必要性(被告発人がいかなる効果的な反論も行わなかった)、そして、被告発人が善意を主張し善良な意図を示しているものの司法から逃亡を試みるおそれがあることからすれば、逮捕状を正当化するに足る有罪の十分な証拠を示している。

—これらの事情のすべては、不服申立ての対象となった逮捕状において示されている事情であり、いずれも重大かつ例外的なものであって、公共安全のためにその逮捕を必要としたものといえる。」

主張された逮捕状の違法性について、起訴審部はまず、申立人に交付された写しには、原本においては、捜査判事が特定されており、同判事の署名がある旨、記載されていた点を指摘した。裁判所はさらに、「[申立人]に交付された写しの日付が、1983年2月18日ではなく1983年3月18日と記載されていたことは、単なる事務的誤記に過ぎないことは、疑いの余地がない」と述べた。裁判所は、これらの事情は、逮捕を恣意的なものにするものではなく、防御権を害する可能性もなかったと結論付けた。

4. 破棄院における手続

14. ラミー氏は1983年3月11日、三点の理由を掲げて破棄院に法律上の争点について不服を申し立てた。第一に、逮捕状には署名がなく、これに添付された拘置命令書に1983年3月18日の日付が記載されていたことから、必要的形式要件が遵守されなかったと主張した。加えて、起訴審部の判決の理由付けが不明確かつ矛盾していると考えた。最後に、起訴審部はヴェルヴィエ警察の報告書292号及び317号を根拠としていたが、これらは被告発人に開示されていなかったと主張し、この点に関して本条約第6条第1項及び第3項(第6条第1項、第6条第3項)を援用した。

15. 破棄院は1983年5月4日に上告を棄却した。

第一の不服申立て理由について、刑事訴訟法が定める逮捕状送達の手続は強制的なものではなく、これに違反しても無効とはならないと指摘した。署名の欠如及び日付誤記に関する起訴審部の見解を再確認し、防御権及び人身自由の原則の侵害はなかったと結論付けた。

第二の不服申立て理由について、破棄院は、不服申立て対象の判決の理由付けが不明確でも矛盾しているわけでもない判断した。判決は、申立人が報告書292号及び317号に記載された不正取引について認めた供述に基づくだけでなく、極めて巨額の資金が関与していること、捜査の必要性、被告発人が司法の追及を逃れようとする危険性にも基づいていたからである。起訴審部は、このことから、公共安全に影響を及ぼす重大かつ例外的な状況が存在すると推認した。

第三の主張点について、破棄院は、本条約第6条(第6条)が対象とするのは裁判における防御権の行使であり、勾留手続きにおける手続ではないと判示した。さらに、1874年法は、この段階において被告発人又は弁護人への記録の開示を禁止しており、これは第4条と第5条最終段落を併せ読むことで明らかであるとした。したがって、起訴審部は、「記録が開示されなかったことから防御権侵害があったと認定することはできなかった」。

5. 仮釈放

16. 予審部は、ラミー氏の勾留を月ごとに延長する理由付命令を発した（1874年法第5条第2項。下記23項参照）。申立人は1983年8月18日、休廷裁判所が、起訴審部の権限を行使し、もはや捜査の必要性は、釈放を妨げるものではないとの見解を示したため、自由を回復した。

B. 申立人に対する手続

1. 民事手続

17. 1982年12月24日、SPRL Lamyの破産管財人の申立てに基づき、ヴェルヴィエ商事裁判所は、申立人個人に対して破産を宣告した。

ラミー氏は当該破産宣告の取消しを申し立てたが、商事裁判所は、1983年3月24日にこれを棄却した。しかし、1985年4月24日、控訴審においてリエージュ控訴裁判所は、1983年3月24日の判決を破棄し、1982年12月24日の破産宣告を無効とする旨の判決を下した。

2. 刑事手続

(a) 公判付託

18. 1986年3月28日、ヴェルヴィエ第一審裁判所予審部は、ラミー氏及び共同被告人5名を刑事裁判所での公判へ付託した。

19. ラミー氏による当該命令の取消しを求める申立ては、1986年12月10日、起訴審部により不受理を宣言された。

20. 同判決に対するラミー氏の法律上の争点に関する上告は、1987年2月4日に破棄院により棄却された。

21. 公判付託に関する手続を通じて、申立人は、様々な無効理由を主張した。特に、逮捕状が予審部で初めて確認された際、弁護人が事件記録を閲覧できなかったこと、またその後、各出頭に関して通知を受け取ったのは、出頭のわずか48時間前であり、弁護の準備を行うには不十分であったと主張した。

(b) ヴェルヴィエ刑事裁判所の判決

22. 1987年11月12日、ヴェルヴィエ刑事裁判所は被告人を有罪とし、3年の懲役刑を言い渡した。このうち勾留期間を超える部分については5年間の執行猶予が付され、さらに6万ベルギーフランの罰金2件が科された。

共同被告人らとは異なり、ラミー氏は控訴しなかった。

II. 適用される国内法

23. 勾留は、1874年4月20日法(特に、1919年8月23日法及び1973年3月13日法等による改正又は補足を含む)によって規定される。本件に関連する主な規定は以下の通りである。

第1条

「捜査判事は、尋問後、3か月以上の懲役刑に処せられる罪について逮捕状を発付することができる。

被告発人がベルギーに居住する場合、捜査判事は、重大かつ例外的な事情が存在し、公共の安全の利益のために必要である場合にのみ、当該逮捕状を発付することができる。

...」

第2条

「第1条第2項に規定する場合には、逮捕状には、逮捕を正当化する公共の安全に影響を及ぼす重大かつ例外的な事情を記載し、事件の特殊性又は被告発人の人格的特性を明示しなければならない。」

第3条

「被告発人は、捜査判事による最初の事情聴取の直後、自身の弁護人と自由に連絡を取ることを認められるものとする。

...」

第4条

「逮捕状は、予審部が尋問後5日以内に、捜査判事の報告書に基づき、検察官及び被告発人の主張を聴取した上でこれを更新しない限り、その効力を失うものとする。

被告発人は、この件に関する希望について具体的に尋ねられるものとし、被告発人が弁護士の援助を希望する場合、捜査判事は、被告発人の尋問記録にその旨を記載しなければならない。

この場合、当該事件を扱う予審部の裁判長は、少なくとも48時間前までに、予審部書記局の特別記録簿に審理の場所、日付及び時刻を記載させなければならない。

書記官は、これらの詳細を書留郵便で、指名された弁護士に通知しなければならない。」

第5条

「捜査判事による尋問後1か月以内に、予審部が勾留継続の決定を下さない場合、被告発人は釈放されるものとする。ただし、検察官及び被告発人又はその弁護士の意見を聴取した後、予審部が公共の安全に影響を及ぼす重大かつ例外的な事情により被告発人の勾留継続が必要であると、理由を付した全会一致の決定により判断した場合はこの限りではない。かかる決定には、関連する事情及び事件の特殊性又は被告発人の人格的特性を記載しなければならない。

その後も、毎月月末までに予審部が勾留継続の決定を行わない場合、同様の規定が適用されるものとする。

予審部又は起訴審部による審理に先立ち、事件記録は書記局において、被告発人の弁護士に対し2日間閲覧に供されるものとする。書記官は弁護士に対し、書留郵便によりその旨を通知するものとする。」

第19条

「被告発人及び検察は、第4条及び第5条に規定する場合において、予審部の決定に対し起訴審部へ不服申立てを行うことができる。…」

第20条

「かかる不服申立ては、検察側の場合は決定日直後の24時間以内に、被告発人の場合は決定書送達日直後の24時間以内に提起しなければならない。

送達は24時間以内に行わなければならない。当該文書により被告発人に対し、被告発人の不服を申し立てる権利及びその権利行使期限を通知するものとする。

不服申立ての通知は、刑事裁判所の書記局に提出され、刑事事件不服申立記録簿に記載されるものとする。

検察官は当該文書を首席検察官に送付するものとする。被告発人の弁護士への通知は書記官が行うものとする。

起訴審部は、検察側及び被告発人又はその弁護士の意見を聴取後、直ちに判決を下すものとする。

…」

24. なお、第4条には、1919年8月23日法により追加された第5条最終項に対応する規定は含まれていないことに留意すべきである。

本委員会における手続

25. 1983年6月20日付の本委員会への申立て(第10444/83号)において、ラミー氏は、ヴェルヴィエ第一審裁判所予審部による逮捕状の最初の確認時及びリエージュ控訴裁判所起訴審部への不服申立時において、自身も弁護人も捜査記録にアクセスできなかつたと訴えた。同氏は、本条約第5条第2項、第3項及び第4項並びに第6条第3項(b)(第5条第2項、第5条第3項、第5条第4項、第6条第3項(b))の違反を主張した。

26. 本委員会は1985年12月10日、この申立てを受理可能と宣言した。1987年10月8日付報告書(第31条に基づき作成)(第31条)において、本委員会は以下の見解を示した。

- (a) 第5条第4項(第5条第4項)の違反があった(賛成7票、反対3票)。
- (b) 第5条第2項及び第3項(第5条第2項、第5条第3項)の違反があったか否かについて見解を示す必要はなかつた(全会一致)。
- (c) 第6条第3項(b)(第6条-3-(b))の違反は認められない(全会一致)。

本判決の付属文書として、本委員会の意見及び報告書に含まれる個別意見の全文を複写し掲載する。

法に関する問題

I. 第5条第4項(第5条第4項)の違反の主張

27. 申立人は、本条約第5条第4項(第5条第4項)の違反の被害者であると主張した。同項は次のように規定する。

「逮捕又は拘禁により自由を奪われた者は、裁判所がその拘禁が合法的であるかどうかを迅速に決定するように、及び、その拘禁が合法的でない場合には釈放を命じるように、手続をとる権利を有する。」

申立人は、自身の勾留の合法性審査は、客観的かつ対審的な手続が行われる機会となるべきであったと主張した。しかし、捜査判事及び検察官が実質的な記録の内容を完全に把握した状態で意見を述べる機会があったのに対し、弁護側は逮捕状に記載された、曖昧な告発の内容に基づいてのみ自身の主張を述べざるを得なかつた状況では、そのような手続が行われたとは認められない。

さらに、この手続は真の意味での武器平等を確保していなかったと主張された。捜査判事との短い事情聴取において告発内容を朗読された後、ラミー氏は署名がなく日付も誤った逮捕状の写しを受け取った。同氏は、拘留開始後30日間は捜査記録へのアクセスを許可されず、その後同氏の弁護人(本人ではない)が当該記録を閲覧できたものの、予審部への出頭前の48時間に限定されていた。

最後に、申立人は、予審部が自身の主張を全く考慮しなかったと申し立てた。申立人は、起訴審部に対しても同様の批判を行い、起訴審部が定型句に逃げ込んだと述べた。起訴審部は逮捕状の確認を、申立人の「自白」と警察報告書292号及び317号に基づいて行った。しかし自白は存在せず、警察報告書は有罪を立証しておらず、特にラミー氏は番号のみを伝えられ、その内容を知り得なかった。申立人は7頁と22頁に及ぶ二種類の答弁書を作成したことを認めつつも、十分な弁護準備ができなかったこと、及び問題の警察報告書の閲覧を認められなかったことにつき不服を申し立てた。

28. 政府の主張によれば、事件記録が勾留開始後30日間は弁護側に開示されない理由は、捜査判事が記録を検証し始めたばかりで、日々新たな資料(押収文書、証人尋問調書、搜索記録、鑑定証拠等)が追加されているためであり、当該記録を書記局に恒久的に保管させ被告人又はその弁護人に開示する目的のために捜査判事がこれを手放すことは不可能であった。

記録の閲覧ができない点を除けば、ラミー氏は欧州裁判所が定めた基準、特に1986年10月21日のサンチェス＝ライス判決(シリーズA第107号)及び1987年3月2日のウィークス判決(シリーズA第114号)に準拠した対審的手続の恩恵を受けていた。

第一に、ラミー氏は自身に対する証拠について通知を受けていた。1983年2月18日の捜査判事との事情聴取後、同日に逮捕状の写しを受け取り、そこには逮捕状が発付された理由が詳細に記されていた。ラミー氏は予審部に初出頭した際、捜査判事の報告書及び検察側の主張を聞いていた。警察報告書292号及び317号の内容についても完全に知らされており、さらに同氏はこれらの作成にも協力していた。

第二に、ラミー氏は司法手続きに十分に参加することができていた。同氏又は同氏の弁護人は、釈放を求める主張を口頭及び書面で展開した。7頁と22頁に及ぶ二通の答弁書を提出し、ベルギー裁判所はこれに対し、控訴審で判決が覆されたり破棄されたりするおそれがあったため、裁判所の義務に従いしかるべく判断を下した。

逮捕状更新時にはラミー氏も同席していた。また、拘束開始から1か月後にラミー氏の弁護士が全捜査記録を閲覧したが、新たな主張材料は得られなかった。

政府は、より一般的に見れば、手続が対審的であることは絶対的に必要ではあるが、かかる必要性は作成中の全記録を提示することまで及ばないとし、第6条(第6条)の要件は、第5条第4項(第5条第4項)のより限定的な要件と同一ではないと主張した。仮釈放申請の審査にも武器平等の原則が適用されると当裁判所が判断した場合、問題となっているのは捜査が糾問主義的かつ秘密裏に行われるという事実の帰結であるにもかかわらず、申立ての対象である国及び他の締約国による立法によって運用されている制度を非難することに等しい。ベルギーには二つの選択肢が残されることになる。すなわち、現在の予審部出頭までの待機期間を維持するか(これは全書類の複写を意味し、実務上不可能である)、又は待機期間を延長して事件記録を書記局に提出できるようにするかである。

29. 本委員会と同様に、当裁判所は、拘束開始後30日間、申立人の弁護人は、司法解釈に基づく法律に従い、特に捜査判事及びヴェルヴィエ警察が作成した報告書を含む事件記録のいかなる部分も閲覧できなかったことを指摘する。これは特に、逮捕状を確認するか否かを判断すべき予審部への申立人の初回出頭時において顕著であった(上記第10項及び第11項参照)。申立人の弁護人は、検察側がこれらの文書に基づいて主張した陳述又は見解に対して効果的に反論する機会を与えられなかった。

裁判所の審理において、申立人を勾留するか釈放するかを決定するという手続の決定的な重要局面において、これらの文書へのアクセスは申立人にとって必要不可欠であった。そのようなアクセスが可能であったならば、ラミー氏の弁護人は、とりわけ、共同被告人の供述及び態度について裁判所に問題を提起する機会を得られたであろう(上記18項参照)。したがって、当裁判所は、逮捕状の合法性を効果的に争うためには、当該文書を閲覧することが不可欠であったと考える。

勾留の必要性に関する評価と、その後の有罪性の判断は密接に関連しているため、後者においては法律で要求される文書へのアクセスを、前者において拒否することは許されない。

検察官は全記録に通じていたのにもかかわらず、この手続において、申立人は、勾留を正当化するために援用された理由を適切に争う機会を与えられなかった。これは武器平等を確保するものではない。それゆえ、真の意味において対審的手続とはいえない(前掲サンチェス＝ライス判決、シリーズA第107号、19頁、51項を準用)。

したがって、第5条第4項(第5条第4項)の違反があった。

II. 第5条第2項(第5条第2項)の違反の主張

30. 申立人はまた、第5条第2項(第5条第2項)の違反を主張した。同項は次のように規定している。

「逮捕される者は、速やかに自己の理解できる言語で、逮捕の理由及び自己に対する被疑事実を告げられる。」

ラミー氏は、司法調査がSPRL Lamyの管財人による偏った報告に基づいて開始され、同氏はこの報告について全く知らされていなかったと主張した。このため、ラミー氏は、効果的かつ有益な形で弁護の準備を整え、予審部への出頭に備えることができなかった。

31. 政府側は、第5条第2項(第5条2項)が対象とするのは、被告人への告知が必要とされる、被告人に対する被疑事実に関する情報のみであると主張した。

当該情報が弁護活動に及ぼす影響は、第5条第4項(第5条4項)の適用対象であり、同項の観点から検討されるべきである。

情報の提供方法については、条約機関の判例から、口頭又は書面による提供が可能であることが明らかであった。したがって、記録の閲覧を許可する義務は存在しない。さらに、1983年2月18日の審理記録によれば、ラミー氏は一部の被疑事実を認めていた。同氏が当該文書に署名し、逮捕状の写しを受領していた以上、自己の逮捕理由を知らなかったと主張することはできない。したがって、捜査判事による事情聴取は、第5条第2項(第5条第2項)の要件を十分に満たしていた。

32. 当裁判所は、申立人の主張には根拠がないと判断する。当裁判所は、捜査判事による尋問とは別に、ラミー氏が逮捕当日、逮捕状の写しを受け取っていたことを指摘する。この文書には、同氏の自由を剥奪する理由だけでなく、同氏に対する告発内容の詳細も記載されていた(上記第9項参照)。したがって、第5条第2項(第5条第2甲)の違反は認められない。

III. 第5条第3項(第5条第3項)違反の主張

33. 申立人はさらに、第5条第3項(第5条第3項)の違反を主張した。同項は次のように規定する：

「本条第1項(c)(第5条第1項(c))の規定に基づき逮捕又は拘禁された者は、裁判官又は法律により司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、合理的な期間内に裁判を受ける権利又は裁判までの間釈放される権利を有する。釈放に当たっては、裁判への出頭保証を条件とすることができる。」

申立人の見解では、この規定は実質的な手続を意味する。しかし、審理部も起訴審部も、申立人のかかる主張を考慮していなかった。

34. 政府はこの主張を争った。政府は、本条約、特に第5条第3項(第5条3項)には、被告人の主張について判断を下す義務、より広くいえば判決の理由を示す義務は含まれていないと述べた。また、起訴審部がラミー氏の主張について判断を下さなかったことを理由に、審理部の命令を破棄したことも指摘した。したがって申立人は、ベルギー法及びベルギー裁判所が提供する救済措置を有効に利用できており、第5条第3項(第5条3項)を援用する理由はない。

35. 当裁判所は、ヴェルヴィエの捜査判事がラミー氏を尋問したその日に理由を付した逮捕状を発行したこと、また審理部が逮捕を支持し、同様に後続の命令について理由を示したことに注目する(上記9項、16項及び32項参照)。

また、勾留は公判前審理及びその後の有罪判決より、かなり前に終了したことも留意すべきである。

したがって、この手続きは第5条第3項(第5条3項)の要件を満たしていた。

IV. 第6条第3項(b)(第6条第3項(b))の違反の主張

36. 最後に、ラミー氏は、第6条第3項(b)(第6条第3項(b))の違反を主張した。同条項は、「刑事上の罪に問われたすべての者」に「弁護の準備のために十分な時間と便宜」を付与する権利を認めている。

37. 申立人がこの申立てを裏付けるために依拠した事実及び主張は、第5条第4項(第5条第4項)の下で提示されたものと同一である。したがって、第6条第3項(b)(第6条第3項(b))に基づく本件の検討、特に、裁判所に出頭した当事者間で長時間にわたり議論された、この規定が手続の捜査段階に適用されるか否かという問題を判断する必要はない。

V. 第50条(第50条)の適用

38. 申立人は本条約第50条(第50条)を根拠とした。同条は次の通りである:

「裁判所が、締約国の司法機関その他の機関による決定又は措置が、本条約...から生じる義務と全面的又は部分的に抵触すると認め、当該締約国の国内法が当該決定又は措置の結果に対する賠償を部分的にしか認めないときは、

裁判所は必要に応じて、被害を受けた当事者に公正な満足を与える決定を下すものとする。」

申立人は損害賠償及び訴訟費用の支払いを求めた。

A. 損害賠償

39. ラミー氏は賠償問題が判断可能な段階にないとの見解から、当裁判所に対しその判断を留保するよう要請した。同氏は、当裁判所が本条約違反を認定し、その判決を受けて司法大臣が破棄院に対し、1987年11月12日付ヴェルヴィエ刑事裁判所の判決を同裁判所に付託するよう首席検察官に求めるであろうという前提で手続を進めた(上記22項参照)。

40. 政府は、申立人が本委員会に提出した訴状における1,000万ベルギーフランの請求は時期尚早であると主張した。

41. 本委員会代表者は、ラミー氏が1983年2月22日のヴェルヴィエ審理部による審問前に事件記録(特に警察報告書292号及び317号)を閲覧できていれば、申し立てられた勾留期間がより早期に終了していた可能性が高いとする主張を裏付ける証拠は存在しないと指摘した。本委員会メンバーは、第5条第4項(第5条4項)の違反が申立人に金銭的損害をもたらさなかったと結論づける一方、ラミー氏が衡平法上の裁量により評価されるべき非金銭的損害を被った可能性があると考えた。

42. 当裁判所は、本件が判決を下すのに十分な段階にあると考える。

金銭的損害に関しては、本委員会代表者の見解に同意する。本訴訟において、ラミー氏のヴェルヴィエ刑事裁判所による有罪判決は争点ではないことを指摘する。さらに、第5条第4項(第5条4項)違反とラミー氏の財政状況悪化との間に因果関係は認められない。

仮にラミー氏が非財産的損害を被ったとしても、現在の判決は彼に十分に公正な満足を提供するものである(状況に応じて変更を加えたうえでの1984年2月23日付ルベルティ判決、シリーズA第75号、18-19頁、41項を特に参照)。

B. 訴訟費用及び諸経費

43. 審理において、申立人は「ベルギー裁判所及び条約機関における費用について暫定的に」30万ベルギーフランを請求した。当裁判所の裁判長による要請(上記第7項参照)にもかかわらず、申立人はその後も自身が負担した費用の詳細を提出していない。

このため、当裁判所は当該項目において10万ベルギーフランを超える額の支払いを命じることはできない。



以上の理由により、当裁判所は全会一致で

1. 本条約第5条第4項(第5条4項)の違反があったと認定する。
2. 第5条第2項及び第3項(第5条第2項、第5条第3項)の違反は認められないと判断する。
3. 第6条第3項(b)(第6条第3項(b))に基づく審査は不要と判断する。
4. ベルギー国は、申立人に対し、諸費用として10万ベルギーフランを支払うべきであると認める。
5. 公正な満足に関する請求の残余部分は棄却する。

本判決は英語及びフランス語で作成され、1989年3月30日、ストラスブールのヒューマンライツビルにおける公開審理において宣告された。

ロールフ・リュスダル
議長

マルク＝アンドレ・アイセン
書記官

翻訳:

